

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境町長

公表日

令和7年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②国民年金保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③国民年金保険料の法定免除の受付・審査・報告 ④年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑥障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑧年金生活者支援給付金に関する法律に基づいた事務 ⑨その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項および別表46.116.128項 ・行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境町福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課 0280-81-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課 0280-81-1300
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を行っている。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	I 関連情報	国民年金事務	国民年金に関する事務	事前	
平成29年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(記載無し)	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②国民年金保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③国民年金保険料の法定免除の受付・審査・報告 ④年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑥障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑧その他上記に関連する業務	事前	
平成29年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1号 別表第一の31項	第9条第1項および別表第一の31項	事前	
平成29年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載無し)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第1号、第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠)第7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110項 (別表第二における情報照会の根拠)第47,48,49,50項	事前	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	石塚 孝志	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②国民年金保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③国民年金保険料の法定免除の受付・審査・報告 ④年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑥障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑧その他上記に関連する業務	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②国民年金保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③国民年金保険料の法定免除の受付・審査・報告 ④年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑥障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑧年金生活者支援給付金に関する法律に基づいた事務 ⑨その他上記に関連する業務	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項および別表第一の31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項および別表第一の31項、95項	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第1号、第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠)第7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110項 (別表第二における情報照会の根拠)第47,48,49,50項		事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月15日	令和5年3月1日	事後	

[illegible]